

◆特集 高市政権で、女性の地位はあがるのか!

差別も戦争もない社会を

新社会党女性委員長

高開 千代子



「ガラスの天井」は破られたが

能力や実績があっても一定の職位以上に女性やマイノリティが昇進できないことを表す「ガラスの天井」という言葉がある。1978年に米国のコンサルタント、マリリン・ローデンが女性の昇進を阻む見えない障壁を指して使ったのが始まりと言われており、2016年の米大統領選挙でドナルド・トランプ大統領に敗れたヒラリー・クリントン氏が「最も高いガラスの天井を打ち砕くことができなかつたが、きつと誰かが、いつの日か、私たちが思うよりも早く叶えてくれるだろう」とスピーチをしめくくったことでも知られている。

2025年10月、自民党の高市早苗総裁が第104代内閣総理大臣に就任した。日本に内閣制度が創設された1885年以来初の女性首相であり、米国より早く「ガラスの天井」を打ち破ったと注目された。しかし、

その快挙が日本の女性差別解消に直結しないことを多くの人は感じている。同時に高市首相の「台湾有事発言」やスパイ防止法の制定、武器輸出全面緩和、非核三原則見直しなどを目論んでいる姿に危機感を抱いている人も多い。

社会学者の佐藤文香さんは「国会議員に女性が増えると国防・軍事費や紛争行動が減るが、逆に行政府のトップ、例えば首相や大統領、防衛相に女性が就くと増加するという政治学の計量研究がある。『女だから弱腰だ』と見られないようタカ派的に振る舞うというのは、高市さんにもあてはまるかもしれない」と書いている（徳島新聞2026・3・1）。

2006年から世界経済フォーラムが発表しているジェンダーギャップ指数は経済、教育、健康、政治の分野毎に男女格差を数値化した指標で、日本は2025年には世界148カ国中118位、G7（主要7カ国）で

は最下位となっている。とくに格差が大きいのが政治分野で125位、前年の113位からさらに後退した。政治分野のスコアは、衆院議員、閣僚、過去50年間の行政府の長の在任期間のそれぞれ男女比で計算される。女性首相の誕生で今年は順位が上がるのでないかと期待する向きもあるが、衆院選の女性当選者は前回の15・7%から14・6%に減っており、女性閣僚は石破前内閣と同じく2人しかいないので、さてどうなるか。ジェンダー平等に逆行する政策を進める女性首相の誕生により、今年発表される日本のジェンダーギャップ指数の順位がもし上がるとすれば皮肉なことである。

第6次男女共同参画基本計画策定は

なぜ遅れたのか

3月13日、第6次男女共同参画基本計画が閣議決定された。同計画は1999年に成立・施行された男女共同参画社会基本法に基づき、男女が性別にとらわれず個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、今後5年間の基本的方向と具体的な取り組みを定めたもの。例年12月に発表されており、越年したのは2000年の第1次計画策定以来、初めてのことである。

当初、12月12日の参画会議で首相への答申を予定していたが、事務方の判断で「旧氏（姓）使用に法的効力を与える制度の創設の検討」との文言が追加されていたことから、「何の説明も受けていない」と反対の声があまり見送りとなった。事務方が関係会議での審議も経ていないものを急ぎよ書き込んだのは、高市首相の強い意向に加えて、昨年10月の自民と維新の連立合意において、旧姓の通称使用法制化が掲げられていたからである。

政府は国連女性差別撤廃委員会からの選択的夫婦別姓導入を求める勧告への回答では、「旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組み」と言い訳をし、住民票や免許証、パスポートなどへの旧姓併記を拡大してきた。しかし、パスポートのICチップには戸籍名しか入らないし、そもそも世界中で夫婦同姓を強いているのは日本だけなので戸籍名と通称が違うことを説明しても理解してもらえず混乱が生じている。金融機関や税金関係の手続きも旧姓による通称使用はできないケースが多い。

公文書も当然戸籍名となる。かつて「法務大臣馬場みどり」名の判決文を受け取った人が「これは誰だ」と思ったら松島みどり氏であったとの話を聞いたことがある。総理大臣賞をもらってそこに「山本早苗」と書かれていれば誰しも驚くだろう。山本拓氏との最初の結婚時

◆特集 高市政権で、女性の地位はあがるのか!



国際女性デーin三好の街頭アピール

女性会議徳島県本部開催 2026.3.7

には妻が戸籍名を山本としたが、総理をめざしての再婚時には夫が高市拓としたのだから、高市首相自身は通称使用の限界を十分理解しているのである。

ただ、この通常国会に提出をめざしている法案は「旧姓併記」ではなく「旧姓単記」にすると報道されており、具体的にどうなるのかは現時点では不明であるが、戸籍名は統一することだけは確かである。

いずれにしても、経済界も多くの人も望む選択的夫婦別姓問題はこれで解決したとされ、その導入が遠のく可能性は高い。

目論まれている

家制度の復活

「96歳になる母から『自分たちの若いころは女と藁は打って使えと言われてい

た』と聞いたことがある。母の泣いていた姿が忘れられないし、隣のおばさんも泣いていた。女は泣くものだと思っていた。」(アイ) 女性会議徳島県本部が今年3月7日に開催した国際女性デーin三好で、パネリストのパネルディスカッションにおける吉田悦子東みよし町議の発言である。同じくパネリストの高橋玉美三好市議も「かつての女性たちは『女は辛抱するもの』とずっと言われてきた。女性が女性だからと辛抱しなくてもすむ社会にしたい」と訴えた。

今年日本国憲法公布から80年となる。憲法に男女平等が謳われる以前の女性たちは、打って柔らかくしないと縄にできない藁と同じように、打って(叩いて)言うことをきかせるものだと思われてきた。

1945年、日本は敗戦を迎え、47年5月3日、新憲法が施行された。日本国憲法24条一項では婚姻の自由と夫婦の権利の同等を、二項では家族に関する法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚すべきであるとしている。それに基づき47年12月の改正民法で「家」制度は廃止、女性は家長制から解放された。このとき、24条に反対した人たちが「戸籍制度さえ残るならそれで良い」と話したと聞く。

施行わずか7年後の1954年の自由党憲法調査会

(岸信介会長) 改正案要綱には天皇元首、再軍備、基本的人権の制限と並んで家族制度復活が含まれている。その後も改正試案が出される度に24条改正案が取り上げられ、2012年の自民党日本国憲法改正草案では、一項に「家族は助け合わなければならない」とする義務を置き、個人の尊厳や本質的平等などは二項、三項に追いやられた。

24条が目障りな勢力にとつて、戸籍は「夫婦と同姓の子ども」を単位とし、現行の戸籍制度こそが日本独自の家族のつながりや夫婦同姓の伝統を守る最後の砦なのである。「家」の形が変わってしまう選択的夫婦別姓や同性婚は到底容認できないのは当然とも言える。

高市首相の意向である旧姓通称使用も、本年4月施行の離婚後共同親権も、皇室典範改正で言われている旧宮家男系男子養子案もポイントは「家」。男性も女性も「家」から解放され、憲法13条とセットの24条で「個人」として生きられる社会になつたはずなのに、なぜまた「家」なのか。

1898年に制定された明治民法は家父長制家族制度を基本とし、戸主が家族に対する統率権を持ち、家族の結婚に対する同意権や居所指定権を有していた。原則、戸主は長男が継承した。妻は責任無能力者とされ、妻の

財産を管理する権利は夫にあった。女性には参政権もなく、法律的にも社会的にも男性より劣った存在とされていた。天皇を頂点とした国家システムは「家」を基盤とし、戸主を通じて国家の意思を国民に浸透させ統制した。国は、男性には兵士としての、女性には兵士を産む母としての役割と「銃後の守り」を求めた。男女性別役割分担の究極の形である。高市政権は、こうした男女の役割の再現を目論んでいるとしか思えない。

しかも、巧妙なことに様々な女性施策の枕詞として「女性活躍」という言葉が使われている。2016年から2025年度末までの時限立法であった女性活躍推進法がさらに10年間延長された。かつて参政権獲得のためにと多くの女性活動家が戦争体制にからめとられた時代があった。市井の女性たちの多くも「お国のため」という言葉で舅しゅうとや姑しゅうとめに気兼ねせずに出かけられることに開放感を得、やはり軍国主義に加担した。

今、日本を「戦争ができる国」へと加速している高市政権の下、女性たちが「活躍」という言葉に踊らされてはならない。

戦争も差別も許さない社会を作っていくために多くの人たちとつながり声をあげていこう。

(たかがい ちよこ)